

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル 申請時入力不要
任意入力セル

申請団体		活動支援団体	
活動支援団体	事業名(主)	公益信託の受託・組成支援モデル構築プロジェクト	
	事業名(副)	改正公益信託法を活用した民間非営利セクターの新たな資金調達エコシステム確立を目指して	
支援対象区分	団体名	一般社団法人公益信託推進イニシアチブ	コンソーシアムの有無
	①資金支援の担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2	B組織運営		
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング		
支援内容分野4	D社会的インパクト評価		

優先的に解決すべき社会的課題

領域/分野	<input type="radio"/> (1) 子ども及び若者の支援に係る活動 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 <input type="radio"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 <input type="radio"/> ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援 <input type="radio"/> ④ その他
	<input type="radio"/> (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> ④ 働くことが困難な人への支援 <input type="radio"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 <input type="radio"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援 <input type="radio"/> ⑦ その他
	<input type="radio"/> (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援 <input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 <input type="radio"/> ⑨ その他
その他の解決すべき社会的課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	現在の日本では、貧困に苦しむ人々に対して、こども食堂、フードバンクなどを通じた食糧支援や、ホームレスの方々を対象とした居
4.質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	現在の日本では、身体障害者、低所得者、発達障害者、外国人居住者など、様々な困難のために就労が困難な方々に対する就労支援が行
4.質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	現在の日本では、貧困、差別、居住地などに起因した教育格差、体験格差が深刻となっている。こうした脆弱層が良質な教育や職業訓練
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	現在の日本では、年齢、性別、障害、出自、地域、経済的地位などに起因した格差・貧困が深刻となっている。このような課題を解決す
11.住み続けられるまちづくりを	11.1 2030年までに、全ての人の、適切・安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	現在の日本では、都市と地方の地域格差に起因する住宅や基本サービスへのアクセス格差が深刻な課題となっている。こうした地域格差

I. 団体概要

(1) 設立目的・理念	197/200字
<p>■設立目的</p> <p>公益信託の普及・啓発及び基盤整備等の事業を行うことにより、公益信託の活用を促進し、もって持続可能で自立した民間非営利活動の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>■理念</p> <p>民間非営利団体が、様々な資産（金融資産、不動産、動産、知的財産等）を公益信託制度を通じて受託し、多様な社会課題の解決や地域課題の解決に活用することを通じて、民間主導による豊かで幸福な社会を実現できる仕組み作りを目指す。</p>	
(2) 団体の主な活動	281/200字
<p>■主な活動</p> <p>上記の目的を達成するため、公益信託に関する（1）普及・啓発・相談、（2）担い手育成、（3）調査・研究、（4）政策提言・アドボカシー、（5）情報提供・仲介・助言等の支援、（6）モデル開発、（7）その他の事業を行う。</p> <p>■活動実績</p> <p>私たちは2025年9月に設立されたばかりで法人としての活動実績はないが、設立母体の公益信託研究会は、2020年7月より実務家・専門家の双方の視点から公益信託制度の検討を行ってきており、現在100名以上が参加している。また、内閣府のパブリックコメントへの対応や、日本NPO学会等を通じた普及・啓発活動も積極的に行ってきた。</p>	

II. 事業概要

契約締結日

採択後の契約時に用いる欄です。

実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	日本全国
事業概要	<p>本事業は、2026年4月1日に改正公益信託法が施行されることを踏まえ、民間非営利団体が公益信託を通じて多様な民間資産を受託し、これを利用して多岐にわたる日本の社会課題、地域課題の解決に取り組むことができる仕組み作りを目指す。具体的な事業内容は以下の通りである。</p> <p>■対象団体</p> <p>NPO中間支援組織、コミュニティ財団、市民ファンド、民間非営利団体のネットワーク組織（生活困窮者自立支援全国ネットワーク、全国こども食堂支援センター等）</p> <p>■事業内容</p> <p>1) 公募により、上記より支援対象団体を毎年3~4団体選定し、公益信託を活用した民間資産の受託及び組成支援についての研修を行うと共に、組織基盤構築支援と案件受託・組成支援に対する伴走支援を行う</p> <p>2) 活動支援と並行して、公益信託に関する情報を幅広く収集し、民間非営利団体向けに分かりやすい形で情報発信すると共に、民間非営利団体への普及・啓発を図る。</p> <p>■事業方法</p> <p>1) 公益信託の担い手育成のための研修、公益信託の受託・組成支援に必要な組織基盤構築支援、公益信託の受託・組成支援に向けた伴走支援（支援内容には、広報、ファンドレイジング、ガバナンス、会計、報告、インパクト評価、専門機関との連携等も含む）</p> <p>2) 民間非営利団体向け情報発信サイトの構築・運営や、民間非営利団体向けの普及・啓発セミナーの開催等。最終年度に総括シンポジウムを開催し、一般向け報告書を刊行。</p> <p>■目指す成果</p> <p>1) 2期の活動支援プログラムを通じて、2029年3月までに全国で公益信託の担い手モデルを6~8団体を育成する。さらに、各団体は、それぞれの社会課題分野や地域で、少なくとも1つ以上の公益信託の受託または組成支援を行い、全国に公益信託モデルを10件程度確立する。</p> <p>2) 多くの民間非営利団体が、改正公益信託制度を理解し、公益信託制度を通じた民間資産の活用に取り組むための制度的基盤が確立する。</p>					
801/800字						

III. 事業の背景・課題

(1) 支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	1175/1000字
<p>■ コミュニティ財団、市民ファンド、中間支援組織は、休眠預金活用事業の潜在的な資金分配団体だが、多くの団体は助成申請を提出するまでに至っていない。理由は、これらの団体の資金・人材不足にある。</p> <p>■ この背景には日本の寄付市場の弱さがある。日本ファンドレイジング協会の「寄付白書プラス2024」によると、2020年時点での日本の個人寄付推計総額は約1兆2126億円である。これは、同年の米国の個人寄付総額3241億ドル（Giving USA2020）の3.4%にすぎず（1ドル=110円で換算）、英国の113億ポンド（UK Giving Report 2021）と比べても78.3%にとどまる（1ポンド=137円で換算）。</p> <p>■ 一方で、日本の寄付市場には潜在的な発展の余地がある。例えば、2020年度の100ドル以上の資産家数を見ると、日本は米国、中国に次いで第三位の資産家大国である（Global Wealth Report 2021）。日本は世界有数の資産大国であるにもかかわらず、資産が寄付に回っていないのが現状である。特に、日本の場合、首都圏への一極集中が進んでいるため、地域への寄付額はさらに減少すると想定される。</p> <p>■ 日本の寄付市場が脆弱な理由の一つが、公益信託制度の弱さである。一般社団法人信託協会の「公益信託の受託状況」によると、2020年3月末時点で公益信託の受託件数は417件、信託財産残高は594億円である。新規受託は1件1億円のみで日本の寄付総額から見るとわずかである。他方、公益信託制度は海外では大きく発展しており、個人の寄付ツールとして重要な役割を果たしている。公益信託の一種型Donor Advised Fundについてみると、2022年に全米で194万8545口座が開設され、資産総額2,288.9億ドル、新規寄付額855.3億ドルである。これは米国の個人寄付総額の約25%、助成財団の資産総額の約20%で、財団設立に代わる新たな寄付ツールとなっている。</p> <p>■ こうした現状を踏まえ、102年ぶりに公益信託法が改正された。この結果、（1）受託者の範囲が、信託銀行だけでなくコミュニティ財団、市民ファンド、中間支援組織など幅広い団体・個人に拡大、（2）信託財産が、金銭のみから有価証券、不動産、不動産、知的財産などに拡大、などが実現し、日本でも海外同様に公益信託制度を幅広く活用される素地が整備された。</p> <p>■ しかし、残念ながら、改正法の内容は民間非営利セクターにはほとんど共有されておらず、このままでは、せっかくのチャンスをコミュニティ財団や中間支援組織が活用する機会が閉ざされてしまう。この問題を解決するためには、公益信託制度の普及・啓発・活用に向けたモデルの構築、民間非営利団体が公益信託を受託する際の支援制度の確立が早急に求められる。</p>	
(2) 課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	389/400字
<p>2026年4月の改正公益信託法施行に向け、主務官庁の内閣府は「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を設立して施行令、施行規則及び関連法令の整備を進めている。今後は、ガイドライン、モデル契約を策定すると共に、都道府県説明会・ブロッグ会議の開催や、内閣府主催のフォーラムの開催を通じて都道府県・関係者への周知を図る予定だが、日本の民間非営利セクターへの普及啓発は限定的である。公益法人協会は、公益信託研究会を運営して普及・啓発に努めている参加者の多くは研究者・組成支援の仕組みが普及すれば、日本の寄付市場の拡大にも寄与する。このように本事業は民間公益活動の活性化と社会課題解決の加速に向けた資金支援の担い手の育成・強化に資すると共に、コミュニティ財団、中間支援組織等の資金・人材不足の解消を通じて休眠預金活用事業の資金分配団体の担い手の拡大にも寄与する点で重要な意義がある。</p>	
(3) 休眠預金等交付金に依る資金の活用により本事業を実施する意義	390/400字
<p>本事業は、主にコミュニティ財団、市民ファンド、中間支援組織、ネットワーク組織を対象に公益信託を受託・組成支援するための基盤構築と伴走支援を行うことで、民間非営利団体の公益信託活用モデルを構築しようという取組である。同時に、公益信託の普及・啓発活動を行うことで、民間非営利団体の公益信託に対する理解の深化、公益信託受託を通じた資金調達能力の強化、公益信託組成支援を通じた幅広い民間非営利団体の活動基盤強化が期待される。さらに、これらのモデル化を通じて公益信託の受託・組成支援の仕組みが普及すれば、日本の寄付市場の拡大にも寄与する。このように本事業は民間公益活動の活性化と社会課題解決の加速に向けた資金支援の担い手の育成・強化に資すると共に、コミュニティ財団、中間支援組織等の資金・人材不足の解消を通じて休眠預金活用事業の資金分配団体の担い手の拡大にも寄与する点で重要な意義がある。</p>	

IV. 活動支援プログラムの内容

(1) 支援対象団体の区分	① 資金支援の担い手育成	(2) 支援対象団体数	6~8団体
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容	399/400字		
<p>■ 地域：全国</p> <p>■ 分野： NPO中間支援組織、コミュニティ財団、市民ファンド、及び民間非営利団体のネットワーク組織等</p> <p>■ 活動内容 ・一般からの寄付を原資に、特定の地域や分野で活動する民間非営利団体に助成金を提供する活動（コミュニティ財団、市民ファンド等） ・特定の地域や分野で活動する民間非営利団体のネットワーク形成、組織基盤構築、人材育成、資金調達などを支援する活動（中間支援組織、ネットワーク組織等）</p> <p>■ 優先分野 こども食堂、フードバンク、第3の居場所作り、恵まれない若者・青少年・こども等に対する教育支援や奨学金支給、生活困窮者・ホームレス等への住居支援・自立支援、DV被害者へのシェルター提供、就労困難者向けの就労・起業支援、コミュニティ活性化、地域課題の解決を目指す起業家支援、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス支援、地域における子育て支援、孤独・孤立対策、多文化共生、災害支援など。</p>			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ	246/400字		
<p>■ 組織形態 特定非営利活動法人、一般法人、公益法人、社会福祉法人等の非営利法人。但し、（1）中間支援組織やネットワーク組織として、特定の地域・分野に属する団体が公益信託の受託者となるための支援を行う体制を整備することが可能、または（2）コミュニティ財団や市民ファンドとして、公益信託の受託者となる技術的能力と経理的基礎を整備することが可能な組織であることを条件とする。</p> <p>■ 規模・組織の成長ステージ 上記の条件を満たしていれば、規模・組織の成長ステージは特に問わず、多様な団体を支援対象とする。</p>			
(4) 活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	284/200字		
<p>■ 1年間の活動支援プログラムにより、支援対象団体が（1）公益信託の受託者となる技術的能力と経理的基礎を整備すると共に、（2）自身が支援する特定地域・分野の民間非営利団体が公益信託を受託できるよう組成支援する体制を構築することを目標とする。</p> <p>■ これにより、活動支援プログラム終了後1~3年間で、支援対象団体が（1）少なくとも1件の公益信託を受託するか、（2）特定地域・分野で少なくとも1件の公益信託を組成支援し、これを通じて民間非営利団体主導型の公益信託組成モデルを確立することで、民間非営利セクターにおける公益信託を通じた資金調達のエコシステムを構築することを目指す。</p>			

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	75/1000字								
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
支援対象団体がそれぞれの活動分野・地域で公益信託の受託・組成支援モデルを構築することで、民間非営利セクターにおける公益信託活用の普及・発展に寄与すること。		・公益信託の受託・組成支援モデルの構築		・モデルなし				・6~8件のモデル構築	
		・民間非営利セクターにおける公益信託活用の認知度向上		・認知度が低い				・認知度が高い	

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）	75/1000字										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
【1+2. 公益信託に関する研修及び体制整備支援等】 ・支援対象団体が、研修プログラムと組織基盤構築支援を通じて、公益信託の受託及び他の民間非営利団体の公益信託組成支援を実施できる体制を整備する。		・各団体が個別に設定した組織基盤構築目標の達成度 ・公益信託の受託及び組成支援に関する広報・説明資料の作成・公開				・各団体が個別に設定した組織基盤構築目標の初期値 ・広報・説明資料なし				・体制整備目標の達成度70%以上 ・広報・説明資料の作成・公開	
【3. 公益信託の受託、組成支援に対するフォローアップ支援】 ・支援対象団体が、フォローアップ支援を受けながら、少なくとも1件の公益信託の受託、または1件の公益信託組成支援を行う。		・公益信託の受託、または公益信託の組成支援件数				・ゼロ				・支援対象団体の70%以上が、公益信託の受託、または組成支援を少なくとも1件行う	
【4. 公益信託の普及・啓発活動】 ・公益信託に関する普及・啓発セミナーの開催を通じて、民間非営利セクターにおける公益信託への関心を高める。		・公益信託の受託や組成支援に関する民間非営利団体からの相談件数				・ゼロ				・3年間で50件以上の相談件数	

(5)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
【1. 公益信託に関する研修プログラム】 ・ 支援対象団体が、研修プログラムを終了し、公益信託の受託及び組成支援に必要な知識とスキルを習得する		・ 研修の修了率 ・ 研修の理解度 ・ 研修報告書の作成					・ 修了率70%以上 ・ 理解度70%以上 ・ 報告書提出率70%以上	
【2-1. 公益信託の受託者となるための組織基盤構築支援】 ・ 支援対象団体が、それぞれの活動分野・地域に即した公益信託を受託するための技術的能力と経理的基礎を整備することを支援する		・ 組織基盤構築支援に対する満足度 ・ 組織基盤構築支援の有効度					・ 組織基盤構築支援に対する満足度70%以上 ・ 組織基盤構築支援の有効度70%以上	
【2-2. 公益信託の組成支援のための組織基盤構築支援】 ・ 支援対象団体が、それぞれの活動分野・地域に即して、民間非営利団体の公益信託組成を支援するための組織基盤構築を支援する		・ 組織基盤構築支援に対する満足度 ・ 組織基盤構築支援の有効度					・ 組織基盤構築支援に対する満足度70%以上 ・ 組織基盤構築支援の有効度70%以上	
【3. 公益信託の受託、組成支援に対するフォローアップ支援】 ・ 支援プログラムを終了した支援対象団体が、公益信託の受託や公益信託組成支援を開始した際、必要に応じて専門家による相談対応や専門家派遣、情報提供等を行う。		・ フォローアップ支援の満足度 ・ フォローアップ支援の有効度					・ フォローアップ支援の満足度70%以上 ・ フォローアップ支援の有効度70%以上	
【4. 公益信託の普及・啓発活動】 ・ 民間非営利セクターに対する公益信託の普及・啓発のためのセミナーを開催する。		・ セミナー参加者の理解度の向上 ・ セミナー参加者の関心の向上					・ 参加者の70%以上が、公益信託の理解度を向上 ・ 参加者の70%以上、公益信託への関心を向上	

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
【0. プログラム準備、公益信託の普及啓発】 ・ 改正公益信託法施行は2026年4月に施行されるため、まず民間非営利セクターへの浸透を図るべく、普及・啓発セミナーを各地域・分野で集中的に開催する。 ・ 同時に、研修・支援プログラムを構築し、事業運営のための体制を整備する。		2026年4月～9月	133/200字
【0. 支援対象団体募集・選定】 ・ 2期に分けて支援対象団体を公募し、審査を経て1期につき3～4団体を選定する。 ・ 募集にあたっては、公益信託の普及・啓発を兼ねて、オンラインやリアルでの説明会を開催する。		■第一期：2026年10月～12月 ■第二期：2027年10月～12月	101/200字
【1. 公益信託に関する研修プログラム】 ・ 公益信託制度を理解し、実際に受託者としての技術的能力と経理的基礎を整備するために必要な知識を習得してもらうための研修を行う。 ・ 研修は、公益信託の専門家による、制度の理解、法務、財務、会計、ガバナンス・コンプライアンス、活用事例紹介などで構成される。		■第一期：2027年1月～3月 ■第二期：2028年1月～3月	146/200字
【2-1. 公益信託の受託者となるための基盤構築支援】 ・ 支援対象団体が、研修プログラムを経て、それぞれのミッションや事業内容に即して公益信託を受託するための基盤構築を伴走支援する。 ・ 伴走支援の内容は、支援対象団体の特性に応じて異なる。支援に当たっては、公益信託推進イニシアチブの専門家ネットワークを活用する。		■第一期：2027年4月～6月 ■第二期：2028年4月～6月	155/200字
【2-2. 公益信託の組成支援のための基盤構築支援】 ・ 支援対象団体が、中間支援組織やネットワーク組織として、それぞれの活動地域や分野に即して、公益信託の組成を支援するための基盤構築を伴走支援する。 ・ 伴走支援の内容は、支援対象団体の特性に応じて異なる。支援に当たっては、公益信託推進イニシアチブの専門家ネットワークを活用する。		■第一期：2027年4月～6月 ■第二期：2028年4月～6月	163/200字
【3. 公益信託の受託、組成支援に対するフォローアップ支援】 ・ 支援プログラムを終了した支援対象団体が、公益信託の受託や公益信託組成の具体的な案件を開始した際、必要に応じて専門家による相談対応を行う。 ・ フォローアップ支援は無料相談と必要に応じて、公益信託の受託や組成の実務を弁護士、会計士、金融機関などの有償サービスを紹介する。		■第一期：2027年7月～2027年9月 ■第二期：2028年7月～2028年9月	164/200字
【4. 公益信託の普及・啓発活動】 ・ 民間非営利セクターに対する公益信託の普及・啓発のため、随時、セミナーを開催すると共に、基本的な情報をHP上でわかりやすく提供する。 ・ 支援対象団体の事例を公益信託モデルとして発信するため、一般向けシンポジウムを開催すると共に、一般向け報告書を行う。		■普及・啓発活動：2026年4月～2029年3月 ■一般向けシンポジウム開催：2028年12月 ■一般向け報告書刊行：2029年1月	144/200字

(5)-5 インプット	
人材	<ul style="list-style-type: none"> ■事業運営：プログラム・ディレクター1名、プログラム・オフィサー1名、プログラム・コーディネーター1名、事務局・経理担当者1名 ■専門アドバイザー：公益信託専門家1名、NPO運営専門家1名、ファンドレイジング専門家1名、公益法人・NPO法専門家1名、公益法人・NPO会計専門家1名、コミュニティ財団運営専門家1名、遺贈寄附専門家1名 （これ以外に、支援対象団体のニーズに応じて必要な専門家を募集する予定）
資機材、その他	ウィンドウ搭載パソコン1台 （現在、公益信託の認可申請等に係る諸手続をオンラインで行うのはウィンドウ搭載パソコンに限定されているため、研修におけるデモンストレーション用に1台確保する必要がある）

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	1008/1000字
<p>■ 支援対象団体は、改正公益信託法による公益信託の受託/組成支援を通じて何が出来るのか、また公益信託をどのように活用すれば良いのかを十分に認識できていない。こうした課題を解決するため、支援対象団体の選定・採択後に、以下のプログラムを通じて、支援対象団体が抱える課題を把握・検証する。</p> <p>1. 公益信託に対する共通理解の形成 一 公益信託制度の概要と、受託/組成支援に必要な項目を支援対象団体に理解してもらうため、研修プログラムを開催する。</p> <p>2. 公益信託の活用に向けた現状分析 一 公益信託の活用に向けて、以下の視点を中心に各支援対象団体の活動地域・分野における現状分析を行う。研修プログラムで現状分析の方法を紹介し、これを踏まえて各支援対象団体がヒアリング・アンケート調査を行う形で実施する。 a) 自分たちの活動地域/分野で事業を展開する上で必要とされている資産は何か（資金、不動産、動産等） b) こうした資産を公益信託で受託することで可能となる事業は何か</p> <p>3. 公益信託の活用に向けた組織診断 一 公益信託の受託/組成支援を行うことができる組織基盤があるか、以下の視点を中心に組織診断を行う。研修プログラムのワークショップで実施する。 a) 公益信託を受託/組成支援するために必要な技術的基礎の有無 b) 公益信託を受託/組成支援するために必要な経理的基礎の有無 c) 公益信託を受託/組成支援を通じて公益事業を展開することができる運営管理・事業実施基盤の有無</p> <p>4. 公益信託活用前提となる潜在的リソースの把握 一 公益信託の受託/組成支援に向けたアクションを展開するにあたり活用可能な潜在的リソースを把握する。基本的には、研修プログラムのワークショップで考え方を説明し、これを踏まえて各支援対象団体がヒアリング調査やステークホルダー分析、プレイヤー・マッピングなどの手法を通じて把握する。 a) 各支援対象団体の活動地域・分野における潜在的委託者や潜在的信託財産のマッピング b) 各支援対象団体が公益信託の受託/組成支援に向けたアクションを展開するにあたり、共同受託者や信託管理人として協力が可能な潜在的連携・協力団体のマッピング c) 各支援対象団体が公益信託の受託/組成支援に向けたアクションを展開するにあたり、事業実施の連携・協力団体となる潜在的プレイヤーのマッピングや、活動地域・分野のステークホルダー分析</p>	

(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	768/1000字
<p>■上記の課題分析、現状分析、組織診断、ステイクホルダー分析やプレイヤーマッピングの成果を踏まえて、支援対象団体に対し以下の支援を行う。支援は、基本的に研修プログラムのワークショップの形で実施する。</p> <p>1. 公益信託の活用戦略の策定支援</p> <p>一公益信託の受託／組成支援により、どのような目標を達成するのか、主に以下の観点を中心に支援対象団体との対話を通じて活用戦略を策定する。</p> <p>a) 自分たちのミッションやビジョンと整合性の取れた公益信託の活用方法は何か</p> <p>b) この活用方法を実現するために、どのような委託者層を想定し、どのような信託財産をどの程度の規模で受託／組成するのか</p> <p>c) 公益信託の受託／組成後、これを活用してどのような公益事業を展開するのか</p> <p>2. 公益信託の活用に向けた組織基盤構築計画の策定支援</p> <p>一組織診断結果を踏まえて、以下の項目を中心とした組織基盤構築計画の策定を支援する。</p> <p>a) 公益信託の受託／組成支援に必要な技術的基礎の整備</p> <p>b) 公益信託の受託／組成支援に必要な経理的基礎の整備</p> <p>c) 公益信託の受託／組成支援を通じて展開する公益事業の運営管理・事業実施体制の整備</p> <p>3. 公益信託活用に向けたアクションプランの策定支援</p> <p>一上記の活用戦略を現実化するための公益信託の受託／組成支援に向けて、以下の諸計画を軸としたアクションプランの策定を支援する。</p> <p>a) 潜在的な委託者層に向けた広報・アウトリーチ計画</p> <p>b) 潜在的な共同受託者や信託管理人に向けた連携・協力推進計画</p> <p>c) 公益信託の受託／組成により実現したい事業計画</p> <p>d) 上記の諸計画を実現するための組織組織能力強化計画</p> <p>■研修プログラム終了後、体制整備支援として、支援対象団体が上記の組織基盤構築計画と公益信託活用に向けたアクションプランを遂行する際に、伴走支援を行う。</p>	

V. 支援対象団体の募集/選定	
(1) 募集方法や案件発掘の工夫	194/200字
<p>2026年4月に施行される改正公益信託法を民間非営利セクターは十分に理解しておらず、活用可能性も認識していない。このため、2026年4月から半年間、全国のコミュニティ財団、市民ファンド、NPO中間支援組織、及びネットワーク組織を対象に、オンラインまたはリアルでの普及・啓発セミナーを集中的に行い、まずは制度の浸透を図る。同時に、セミナー開催の際に支援プログラムを紹介して、案件発掘を行う。</p>	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	4/200字
N.A.	

VI. 主な実績と実施体制	
(1) 専門性・強み	413/400字
<p>■専門性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益信託に関する唯一の専門家集団： <ul style="list-style-type: none"> 一設立社員の3名は、公益信託研究会の運営を通じて公益信託の専門家・実務家との幅広いネットワークを有し、また公益信託に関する著作や論文も発表している専門家である。 一活動支援に必要な関連領域でも専門性を有する： <ul style="list-style-type: none"> 一理事は、信託法、NPO運営、NPO会計、コミュニティ財団運営、ファンドレイジング、公益信託運営の専門家・実務家で構成され、それぞれの専門分野からの助言・協力が期待できる。 <p>■強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い専門家ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> 一当法人の母体となった公益信託研究会は、公益信託に関心を持つ専門家・実務家100名以上が参加するネットワークであり、彼らを通じて多様な専門的支援が期待できる。 ・伴走支援のスキルと経験 <ul style="list-style-type: none"> 一プログラム・ディレクターは、30年以上にわたる助成団体POのキャリアを持ち、米国でNPOマネジメントの修士を取得した専門家であり、きめ細かい伴走支援が期待できる。 	
(2) 支援実績と成果	504/800字
<p>当法人は、2025年9月に設立されたばかりの一般社団法人であり、団体としての支援実績はない。そもそも公益信託の受託／組成支援に関する支援プログラムはこれまで存在してこなかったため、支援実績を持つ団体は日本にない。</p> <p>他方、今回プロジェクトの実施にあたっては、当法人がコア・プログラムを策定し、伴走支援の際には、当法人の理事の協力を得て以下の団体からそれぞれの専門分野に応じた支援を得る予定であり、各団体がこれまで蓄積してきたノウハウと経験を活用することが期待できる。具体的には以下の通りである。</p> <p>■公益法人協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 一公益法人設立、公益認定取得、公益信託契約締結支援 等 <p>■全国コミュニティ財団協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 一コミュニティ財団の設立・運営支援 等 <p>■特定非営利活動法人セイエン</p> <ul style="list-style-type: none"> 一特定非営利活動法人の認定取得支援、組織基盤構築支援 等 <p>■全国レガシーギフト協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 一遺贈による公益信託の組成支援 等 <p>■日本ファンドレイジング協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 一資金調達戦略策定、資金調達キャンペーン実施 等 <p>■NPO会計税務専門家ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> 一公益信託の受託に必要な会計能力整備支援 等 <p>■NPOのための弁護士ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> 一公益信託契約締結支援 等 	
(3) 支援ノウハウ	347/400字
<p>■公益信託の受託／組成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 一当法人は、公益信託の専門家集団として、公益信託の受託／組成支援に関する制度面での広範な知識・スキルを有する。 <p>■戦略策定、組織診断、アクションプラン策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 一当法人は、助成財団POを長年経験したプログラム・ディレクターを中心に、非営利組織支援や資金調達支援に関する広範な知識・スキルを有する。これを踏まえて、SWOT分析、ビジョン・ミッションの再定義、組織診断、ステイクホルダー分析、プレイヤーマッピングなどの手法を駆使して組織及びコミュニティの現状分析を行い、これを踏まえてToC、ロジックモデル策定による戦略構築を行い、アクションプランにつなげていく。同時に、ドナーピラミッドを通じた潜在的ドナー分析を行い、公益信託を活用したファンドレイジング戦略の策定を行う。 	

(4) 実施体制	313/400字
<p>■統括：小林立明（執行理事、プロジェクト全体を統括。）</p> <p>■研修・伴走支援：岡本仁宏（代表理事、公益信託制度全般を担当。）、関口宏聡（理事、組織基盤構築担当。）、小川愛（理事、資金調達担当。）、宝楽陸寛（理事、コミュニティ財団運営担当。）、脇坂誠也（理事、公益信託会計担当。）、鈴木真理（理事、公益信託実務担当。）、金森健一（理事、公益信託法務担当。）</p> <p>■普及・啓発：太田達男（代表理事、公益信託制度の普及・啓発に関するセミナー講師を担当。）。なお、岡本、小林もセミナーを展開する予定。</p> <p>■プログラム運営：プログラム・オフィサー1名とプログラムコーディネーター1名を新規採用予定。</p> <p>■総務・経理：事務局スタッフを1名新規採用予定。</p>	

(5) コンソーシアム利用有無 0

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）		
氏名	役割・役職	実績・資格等
太田達男	代表理事 公益信託制度の普及・啓発に関するセミナー講師	公益法人協会理事長として長年にわたり公益法人制度の普及促進に尽力してきた第一人者。公益法人制度を中心に非営利制度に関する著書、論文、調査報告書、セミナー開催等多数。また、公益信託制度についても、いち早く公益信託研究会を設立して制度の普及・啓発を行ってきた実績を有する。
岡本仁宏	代表理事 公益信託制度の普及・啓発に関するセミナー講師 研修・伴走支援における公益信託制度全般を統括。	関西学院大学教授として長年にわたり非営利制度の研究に従事するかたわら、日本NPO学会会長など、非営利制度の普及促進に尽力してきた第一人者。公益信託についても、内閣府の公益信託制度の施行準備研究会に参加し、制度設計に様々な提言を行っている。公益信託を含めた非営利制度に関する著書、論文、調査報告書、セミナー開催等多数。
小林立明	執行理事 プロジェクト全体を統括。	国際交流基金、日本財団等で20年以上にわたりプログラム・オフィサーとして勤務。米国ペンシルヴァニア大学非営利指導者育成修士課程を修了した知見を活かし、ソーシャル・ファイナンスを中心に、社会的インパクト評価、組織基盤構築、戦略策定などをテーマにしたセミナー・ワークショップ等を多数開催。また、一般社団法人グラミン日本の理事として、3期にわたり資金分配団体のプログラム・ディレクターを務めた実績を持つ。

134/200字

163/200字

199/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制	97/400字
<p>定款において、利益相反取引の制限規定を設け、理事会でのチェック機能を制度化している。また、弁護士と会計士の2名からなる監事が理事会に出席し、法令遵守と不正行為の予防の観点からモニタリングを行う。</p>	

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

団体情報から転記

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人公益信託推進イニシアチブ

団体代表者 役職・氏名

代表理事 太田達男 岡本仁宏

分類

法人番号

N.A.

団体コード

申請団体の住所

埼玉県朝霞市本町2丁目2番15-901号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

資金計画書

バージョン 1
(契約締結・更新回数)

事業種別	2025年度活動支援	
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
活動支援団体	事業名	公益信託の受託・組成支援モデル構築プロジェクト
	団体名	一般社団法人公益信託推進イニシアチブ

	助成金
事業費	52,662,500
直接事業費	44,766,000
管理的経費	7,896,500
評価関連経費	1,540,000
合計	54,202,500

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	18,507,500	18,487,500	15,667,500	52,662,500
直接事業費	0	16,182,000	15,802,000	12,782,000	44,766,000
管理の経費	0	2,325,500	2,685,500	2,885,500	7,896,500

2. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (B)	0	200,000	320,000	1,020,000	1,540,000

3. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B)	0	18,707,500	18,807,500	16,687,500	54,202,500

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人公益信託推進イニシアチブ		
郵便番号	351-0011		
都道府県	埼玉県		
市区町村	朝霞市		
番地等	本町2丁目2番15-901号		
電話番号	080-7959-1939		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	準備中	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2025/09/02		
法人格取得年月日	2025/09/02		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	オオタ タツオ
	氏名	太田 達男
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	オカモト マサヒロ
	氏名	岡本 仁宏
	役職	代表理事

(3) 役員

役員数 [人]	11
理事・取締役数 [人]	9
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	
無給 [人]	3
事務局体制の備考	当法人は設立直後のため、現時点では設立時社員3名がボランティアで運営しています。今後、体制を整備する予定です。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	公益信託の受託・組成支援モデル構築プロジェクト
団体名:	一般社団法人公益信託推進イニシアチブ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

- (注意事項)
- ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 - ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 - ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 - ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条、第15条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。			社団法人のため提出しない	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第30条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第30条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第30条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第29条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第32条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第33条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	定款
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第22条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第23条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第26条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第26条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	定款	第27条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		公募申請時に提出	定款	第35条
(7) 決算		公募申請時に提出	定款	第36条